

## 一般財団法人岐阜県バスケットボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守するために、2016（平成28）年4月に定款を制定し、その中に評議員会、理事会、加盟団体などの諸規程を定めて団体を運営している。また、コンプライアンス、インテグリティ研修等の研修は実施しているが、さらに法令遵守の徹底を図る取り組みを強化する。	定款
2	[原則1] 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること		
3	[原則1] 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること	事業の運営では、関連法令やスポーツ施設の利用規則等を遵守して実施している。協会事務局を中心として、チェックする体制を整えている。また、中央競技団体やスポーツ協会及び当協会の定款・各種規程の周知・理解を図るための取り組みを実施し、新たな課題に対応する。	基本規程
4	[原則1] 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること	理事会及び評議員会を通して、適切な団体運営及び事業運営をするための体制を確保している。特に、副会長1名、専務理事1名、常務理事4名の業務執行理事を置き、これに財務部長を加えた7名および審判グループ、社会人連盟を加えて執行委員会を開催している。また、事業に関して委員会・部会を設置するともにグループ化し、それぞれに役員を配置している。	①役員名簿 ②執行委員会規程
5	[原則1] 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(5) 組織運営等に必要の規程を整備すること【追加】	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守するために定款を制定し、組織運営に必要な規程を基本規程及び各種規程に定めている。今後も必要に応じて、理事会決議により、新たな規程を制定する。	①定款 ②基本規程 ③その他各種規程
6	[原則1] 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(6) 評議員の多様性を図ること【追加】	評議員は定款に基づき、現在8名で構成している。理事会推薦者や加盟団体、カテゴリーから選出している。今後も加盟団体、市町村協会、学識経験者などから当協会の理念や方針を理解し、助言や意見いただける方を選出していく。	①定款 ②評議員名簿
7	[原則1] 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(7) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること【追加】	理事会は定款に基づき、現在は13名の理事と3名の監事で構成している。特に事業の運営を行うカテゴリーや市協会からの代表を選出している。次期改選時には、学識経験者などを考慮して選出する予定である。また、規模の適正化についても検討を進める。	①定款 ②役員名簿
8	[原則1] 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(8) 役員の新陳代謝を図るため、年齢制限や再任回数の上限等の仕組みを設けること【追加】	基本規程において、評議員及び役員（理事）は、就任時においてその年齢が70歳未満でなければならないとしている。ただし、再任回数の上限については定めていないため、今後検討して行く予定である。	①基本規程 ②役員候補者選考に関する規程
9	[原則1] 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(9) 役員および評議員の選任に際し、独立した諮問委員会として選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること【追加】	定款、基本規程及び役員候補者選考に関する規程に基づき、会長候補者及び役員候補者の選考を実施している。選考委員会は、評議員3名以内、理事（外部有識者）1名、監事1名、専務理事、顧問弁護士で構成されている。会長候補者を選出した後、その候補者を含めて、役員候補者を選出している。	①定款 ②基本規程 ③役員候補者選考に関する規程 ④役員候補者選考委員会名簿
10	[原則1] 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(10) 女性理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること【追加】	現在、理事13名中、女性理事は5名と38.5%となっている。目標の25%を上回り、今後も継続していく。女性の活動推進を図るためのプロジェクトを立ち上げ、人材育成や登用の検討を重ねる予定である。	①基本規程 ②役員名簿
11	[原則2] 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する中期目標を策定し公表すること【追加】	「GBS2022」という中長期基本計画を、2022年6月9日の当協会理事会にて決議し、公表した。さらに見直しを図り、GBS2024をホームページにて公表していく。 <a href="http://gba-gifubasketball.com/GBS2022.pdf">http://gba-gifubasketball.com/GBS2022.pdf</a>	GBS2024
12	[原則2] 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	(2) 組織運営の強化に関し、ボランティア人材の発掘・育成および人材（定年退職者）の活用を積極的に行うこと【追加】	「GBS2024」内に人材育成について記載している。人材の発掘・育成については、早急に取り組むべき大きな課題であり、対策を策定する。また、定年退職者等の活用についても策定する。	GBS2024
13	[原則2] 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	(3) 財務運用における健全確保をすること【追加】	事業計画、年間計画及び収支予算書、補正予算書を策定し、当協会ホームページに公表している。 <a href="http://gba-gifubasketball.com/img/2024kaigikeikaku.pdf">http://gba-gifubasketball.com/img/2024kaigikeikaku.pdf</a> <a href="http://gba-gifubasketball.com/img/240701nenkankeikaku.pdf">http://gba-gifubasketball.com/img/240701nenkankeikaku.pdf</a> <a href="http://gba-gifubasketball.com/img/2024vosansyo.pdf">http://gba-gifubasketball.com/img/2024vosansyo.pdf</a>	①事業計画 ②年間計画 ③予算案
14	[原則3] 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	役員に対しては、理事会及び評議員会にて実施しているが、見識を深めるための研修を実施する予定である。また、定期的にも実施できるような計画をすすめる予定である。	①インテグリティ研修資料 ②コンプライアンス講習資料

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	[原則3] 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	指導者や審判員に対しては、年2回のコンプライアンス研修会やインテグリティ研修会においてコンプライアンス教育・インテグリティ教育を実施している。今後は、競技者や保護者も含めて、各チームにに対して、コンプライアンス教育を実施できるよう検討を行う。	①インテグリティ研修資料 ②コンプライアンス講習資料
16	[原則3] 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(3) 審判に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと【追加】	毎年4月に実施している審判総会・全国審判長会議伝達講習会において実施する予定である。今後は、各カテゴリーにおいても実施できるよう計画する。	①インテグリティ研修資料 ②コンプライアンス講習資料 ③審判総会資料
17	[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	定款、基本規程及び諸規程に従って、適切に会計処理を行っている。各部会・各委員会の会計担当者に対し、会計処理のための説明会を実施している。また、執行委員会において月毎の予算管理について確認し、年度末には監事による監査を実施している。 今後 会計処理が徹底されるよう 規程等の整備を勧める。	①定款 ②基本規程 ③謝金規程 ④旅費規程 ⑤会計担当者会議資料
18	[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	毎年財務担当者が、県スポーツ協会については補助金説明会への出席、JBAのD-fundについてはマニュアルの把握をし、各部会・委員会の会計担当者に向け、諸規程の遵守のための説明会を実施している。	⑤会計担当者会議資料 会計担当者会議資料
19	[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること	会計を担当する職員を2名配置し、また財務部長とともに会計を統括している。顧問税理士と会計データを共有し、適宜助言を受け、予算の実行、決算事務、財務諸表の作成を行っている。毎月、予算管理月報を作成し、執行委員会にて報告を行っている。	予算管理月報
20	[原則5] 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと【追加】	法令に基づき、理事会、評議員会の議決後に当協会ホームページにて公開している。 <a href="http://gba-gifubasketball.com/gba.html">http://gba-gifubasketball.com/gba.html</a>	①理事会議事録 ②評議員会議事録 ③予算案 ④補正予算案 ⑤決算・監査報告
21	[原則5] 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(2) 一般団体ガバナンスコードの作成及び開示を行うこと【追加】	スポーツ団体向けガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>を当協会ホームページおよび日本スポーツ協会ホームページで公表している。 <a href="http://gba-gifubasketball.com/img/23governancecode2.pdf">http://gba-gifubasketball.com/img/23governancecode2.pdf</a> 随時、理事会にてスポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>遵守状況の自己説明の公表内容を決議し、当協会ホームページにて公開する予定である。	スポーツ団体ガバナンスコード <一般スポーツ団体向け>
22	[原則5] 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(3) 組織図、役員名簿、評議員名簿など、組織運営に係る情報の作成及び開示を行うこと【追加】	組織図、役員名簿、評議員名簿及び事業計画・年間計画においても、当協会ホームページにて公開している。また、競技会情報や各事業情報についても、随時当協会ホームページにて公開している。 <a href="http://gba-gifubasketball.com">http://gba-gifubasketball.com</a> <a href="http://gba-gifubasketball.com/gba.html">http://gba-gifubasketball.com/gba.html</a>	①組織図 ②役員名簿 ③評議員名簿 ④事業計画・年間計画
23	[原則6] 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	(1) 市区町村協会との連携を図ること【追加】	県内は6地区43市町村であるが、連携しているのは3地区11市のみである。権限関係を定める規程はなく、協議等は行われていない。2022年度より市協会を代表した理事を選出している。さらに、評議員及び理事への選出、地区市町村連絡会等の実施を検討する。	組織図
24	[原則7] コンプライアンス委員会を設置すべきである。【追加】	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること。【追加】	現状、裁定・規律・インテグリティの各委員会で、それぞれコンプライアンス関連の議題を取り扱っている。新たにコンプライアンス推進委員会を設置し、委員・機能・役割について、現状の当協会組織との整合を加味した上で、検討を重ね、継続的に議論できるようにしていく。	
25	[原則7] コンプライアンス委員会を設置すべきである。【追加】	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること。【追加】	委員長に有識者を配置し、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置している。	委員会名簿
26	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである。【追加】	(1) 役員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること。【追加】	役員の利益相反取引は、基本規程第29条により、理事会決議としている。利益相反を総括的に管理できるよう「利益相反管理規程」をホームページにて公表している。	①基本規程 ②利益相反管理規程
27	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである。【追加】	(2) 利益相反ポリシーを作成すること【追加】	利益相反管理規程に包含している。	利益相反管理規程